

No. 143(2015/5)

## 知財高裁平成 26 年 10 月 22 日判決～自炊代行控訴審判決～

弁護士 井上 乾介

### 第 1 はじめに

本稿では、自炊代行控訴審判決をとりあげ、主な争点である複製主体論および私的複製について検討する。複製主体論については、一審判決との比較を通じて、本判決の意義を検討する。次に、私的複製論については、複製主体論との関係を整理しつつ、本判決が採用した論理の妥当性を検討する。最後に、本判決を書籍の電子化と権利制限に関する近時の海外事例と比較する。

全 15 ページ； 以下目次のみ

### 第 2 事実の概要

- 1 当事者
- 2 本件サービスの概要
- 3 一審（東京地裁平成 25 年 9 月 30 日判決）

### 第 3 本判決（知財高裁平成 26 年 10 月 22 日判決）

- 1 複製の主体について
- 2 著作権 30 条 1 項の適用の可否について

### 第 4 解説

- 1 複製行為の主体
- 2 著作権法 30 条 1 項の適用の可否

### 第 5 書籍の電子化に関する海外事例の紹介

### 第 6 結語

参考文献